

# 寛朝僧正の事績について(四)

中山照玲

## 目次

九. 遍照寺諸堂をめぐる寛朝僧正の事績	三五
遍照寺の諸堂と関連事績	三五
疫病(疫癘)の流行と赤不動尊像の造立供養	三九
灌頂堂と伝法灌頂授法	四三
寛朝僧正の伝法灌頂奉修周辺動向	五一

## 九. 遍照寺諸堂をめぐる寛朝僧正の事績

本稿は、前稿(成田山仏教研究所 紀要 第三十七、第三十八、第三十九号所収)の拙論の続篇である。

## 遍照寺の諸堂と関連事績

前述したところであるが、寛朝僧正は仁和寺の寺域内にあった自らの住坊の地を、御願寺建立の意向のあった円

融天皇のために、寺地として提供されたようで、此地に永観元（九八三）年に建立された円融寺は、その後仁和寺の周辺に一条天皇御願の円教寺（長徳四年九九八）建立、後朱雀天皇御願で後冷泉天皇建立の円乗寺（天喜三年一〇五五）、後三条天皇御願寺として建立（延久二年一〇七〇）された円宗寺の四円寺と総称される四寺の最初の寺となった。

いずれも天皇讓位後の御所（後院）のような役目の寺院であった。

寛朝僧正は住房の地を提供した後、父親の敦実親王がその頃山荘としていたと思われる広沢の土地に住房を構えるようになり、間もなく円融天皇の肝入りで、此の地に寛朝僧正を開山とし、花山天皇の御願寺の名目で永祚元（九八九）年十月二十六日遍照寺が建立されることになった。

この遍照寺内にとのような建造物があったのか、詳細は明らかでないが、先ず境内に仏塔が建立されていたことについては、『日本紀略』後篇九の正暦三（九九二）年の項に、「五月一日甲午。遍照寺塔法會。」とあるのが見られ、また『百鍊抄』第四の一条天皇の正暦三年の項にも、「五月一日。遍照寺塔供養。公卿舞人脱<sup>⑭</sup>衣賜<sup>⑮</sup>之。」とあり、さらに『伝燈広録』巻第五「京兆遍照寺ノ開山東寺十七代ノ長者法務大僧正寛朝國師ノ傳」の項には、「正暦三年五月。遍照寺ノ多寶塔就<sup>ル</sup>。高顯殊特<sup>テ</sup>。寶鐸響<sup>ク</sup>風<sup>ニ</sup>。供華ノ之日。后妃皇孫輦車轟<sup>キ</sup>廣澤<sup>ニ</sup>。緇白蟻集<sup>リ</sup>。〔如<sup>レ</sup>蟻〕<sup>⑯</sup>鼓樂和<sup>ニ</sup>寶鐸<sup>一</sup>舞影走<sup>ル</sup>池上<sup>ニ</sup>。〔水<sup>⑰</sup>〕<sup>⑱</sup>倏<sup>シ</sup>出<sup>カ</sup>人間之境<sup>ヲ</sup>。公卿雲客脱<sup>レ</sup>服賜<sup>ニ</sup>舞人<sup>ニ</sup>。」と記されていて、落慶の盛儀の様子をのべ、さらにこの塔が多宝塔であったとしている。

その建立地については、京都市による発掘調査によって、遍照寺山の裾で池の北西の地にあったとして、その場所に石標が立てられている（写真<sup>⑳</sup>）。



㊦ 広沢遍照寺多宝塔跡の石標

遍照寺多宝塔の建立場所は不明であったが、京都市の発掘によって、遍照寺山の山裾が広沢池の水際にせまるこの地にあったことが判明している。『日本紀略』や『百鍊抄』によれば、正暦3年(992)5月1日に遍照寺塔の落慶供養が行われたことが記されており、『伝燈広録』にはこの塔が多宝塔であったと記している。

他の建造物としては、観音堂と灌頂堂が建立されていたことが知られ観音堂については、心覚(一一一七～一一八〇)によって承安年間(一一七一～七五)に完成したとされる『別尊雜記』(全五七卷)第一九卷の「十一面」に関する勝定房恵什の項の裏書(一三五)の初めに、「遍照寺観音堂等身十一面像。巡頭十面。頂上佛面也。二臂像也。」<sup>18)</sup>とあり、この十一面観音像は二臂の等身大の像で、広沢池の南方二〇〇メートル程の地にある、現在の遍照寺に本尊として現存しており、重要文化財に指定されている。

その観音堂のあった場所については、江戸時代の地誌家大島武好(一六四一～一七一〇)撰述の宝永二(一七〇五)年の序のある、『山城名勝志』(正徳元年一七一刊)巻之九「遍照寺」の項の下に小字二行割書で、「拾芥抄廣澤僧正造地土人云舊跡在「廣澤池西北」池西側有「釣殿名」池中西



④ 広沢の池の観音堂島

秋里籬島著の『都名所図会』では観音島とあって、「池の乾いぬいにあり。いにしへ遍照寺よりこの嶋に橋ありて、観音堂あり。」と記されている。池の北西の位置に観音島が存在し、この島に遍照寺境内から架橋されていて、観音堂が建てられていたとのべている。現在も池の西側に小島があるが、本当に観音堂があったのかと疑われる程狭く、今は水と関わりがある弁才天を祀る祠がある。

方有<sup>二</sup>観音堂島<sup>一</sup>古自<sup>二</sup>遍照寺<sup>一</sup>此島有<sup>レ</sup>橋此堂本尊十一面像今在<sup>二</sup>池裏村草堂<sup>一</sup>弘法大師作云又有<sup>二</sup>不動地藏等<sup>一</sup>是皆遍照寺古佛也<sup>④</sup>と記している。

これによれば広沢の池の西側の池中に観音堂島があり、遍照寺の方から架橋されていて、此地のお堂の本尊が十一面観音像で、この像が広沢の池の南方二〇〇メートル程の所にある現在の遍照寺の本尊として奉安されているということであり、観音堂はこの島に建立されていたことになる。

現在も池の西側の池中に小島があり弁才(財)天が祀られているが、当時はもう少し大きく、お堂が建立できるような島であったであろう。(写真④)

## 疫病（疫癘）の流行と赤不動尊像の造立供養

さらにこの『山城名勝志』の部分には、十一面観音像の他に不動明王像や地藏菩薩像等があると記しており、不動明王像も現在の遍照寺に現存し、本尊十一面観音像と共に寛朝僧正によって遍照寺が創建された頃に造立された像と考えられている。

この不動明王像の写真が、学研の神仏のかたちシリーズ第三号『不動明王』に掲載されており、その写真では寛朝僧正以来の護摩供の香煙や積年の黒ずみによって、全体が黒くなっているのであるが、鼻の左右のつけ根、眼球の周囲、小鼻と左右の頬の間のくぼみ等の狭い所に、本来の地肌の赤味を帯びているのが見られ、身色が赤色（赤黄色）の不動明王であったことが知られる。

不動明王像の身色については、普通に我々が拝する不動明王像は、『大毘盧遮那成佛經疏』卷第九息障品第三に、「此不動明王本漫荼羅。即是三角漫荼羅其中黑色是也。」とあり、『金剛手光明灌頂經最勝立印聖無動尊大威怒王念誦儀軌法品』（『不動立印軌』と略称する）には、「作怖三界相 其身遍青色」とあり、また同『不動立印軌』に、「於袈裟上書 應作青黑色」ともあり、黒味がかつた青色の像の造立が多い。

『不動立印軌』には、このように青色と青黒色の像が説かれているが、同じ『不動立印軌』の中にも、「刺取自身血畫無動尊像」とあり、行者自身の血液で不動明王像を画くことを説いており、これに類するものが『底哩三昧耶不動尊聖者念誦秘密法』（『三巻底哩三昧耶經』と略称する）巻下に、「以自身血淡作色」とあり、また『底哩三昧耶不動尊威怒王使者念誦法』（『不動使者念誦法』と略称する）にも、「以自己血淡作像色」とあって、薄い赤い血液をもつて画くことになっている。

またこの『不動使者念誦法』では、「四面四臂身作黄色。」<sup>(15)</sup>ともあり、『三卷底哩三昧耶経』巻下にも、「身作黄肉色四面上下出牙。」<sup>(16)</sup>とあり、ここでは不動明王の身色を黄色にするということになる。

さらに『不動使者陀羅尼秘密法』（『不動使者陀羅尼法』と略称する）には、「曲眉瞋目身赤黄色。怒状。」<sup>(17)</sup>とあり、また同じこの『不動使者陀羅尼法』には、「當畫不動使者。身赤黄色。」<sup>(18)</sup>ともあり、赤黄色の身色の不動明王像を説いている。

こうしたことから不動明王の身色は、黒色、青色、青黒色、赤色、黄色、赤黄色など種々であることが知られる。

また『聖無動尊安鎮家国等法』（『不動安鎮軌』と略称する）には、「其兩臂身俱摩羅相。其身洪滿其色如金。」<sup>(19)</sup>とあって、童子形兩臂金色の身相とされ、この黄金像（黄色）を根本身として宮中に安置し、一般の民家にも不動明王を安置させ、さらに「其八方鎮處即作四臂大嚴忿怒身。紺青色洪滿端嚴。」とあり、八方に鎮處を定めて四臂で紺青色の不動明王像を奉安して、家国を安鎮するという法が説かれており、黄金色（黄色）の像と紺青色の像との二種の身色の像が見られる。

ここでは祈願の意趣によつて、本尊とする不動明王像の身色の異なることが、それぞれの儀軌に説かれているところから知られる。

いまの遍照寺の寛朝僧正造立とされる赤不動明王像については、「赤不動は広沢に<sup>かきつ</sup>局て相承す」といわれるようであり、『西院流八結』の第三結<sup>イ</sup>三之三の五ノ内に「<sup>イ</sup>其<sup>イ</sup>像」があり、広沢流の不共の不動法とされている。

この『西院流八結』の当該ヶ所には、出典として「使者法に出でたり。」<sup>(20)</sup>とあり、続いて「疫癘<sup>えきれい</sup>の祈<sup>いのり</sup>の為<sup>ため</sup>に専<sup>もは</sup>ら之<sup>これ</sup>を修<sup>し</sup>すべし。」<sup>(21)</sup>とある。

これは『使者法』すなわち『不動使者陀羅尼秘密法』を典拠とし、疫癘といわれる悪性の伝染病を鎮静する祈願の本尊とされることである。

疫癘は疫病ともいわれ、赤痢・瘡瘡（天然痘）・流行性感冒（インフルエンザ）・赤斑瘡（はしか）・瘧（マラリア）などの伝染病全般をいっており、医療水準が異なる現在では想像出来ないほどの猛威をふるい、この時代には、その流行のたびに犠牲になって亡くなる人の数は甚大であった。

特に寛朝僧正晩年の正暦五（九九四）年から、翌長徳元年にわたっての疫癘の流行は甚だしかったようで、『日本紀略』の同年の記録の大半は、こうした疾疫に関する記事で七月の項の末尾には、「◎自去四月一至七月。京師死者過半。五位以上六十七人。」とあり、さらにこの年の項の末尾には、「◎今年。自正月一至十二月。天下疫癘最盛。起自鎮西。遍滿七道。」とあって、疾疫が九州で始まって全国に広まったことが知られる。

こうした疾疫のために翌年二月に長徳と改元したが、七月の項には「今年自四月一至五月。疾疫殊盛。至七月一頗散。納言以上薨者二人。四位七人。五位五十四人。六位以下僧侶等不可勝計。但不及下人。」と記されており、五月頃までは猛威をふるっており、七月になってようやく鎮静したが、この年にも多くの人々が亡くなっており、位階の下の人などはあまりに多勢で言及できないとのべている。

それではこの時の疫癘が実際にどのような病気であったのかについては、この疫癘が前年の流行に引き続いていることから、正暦四（九九三年）の『日本紀略』を見ると、六月の末の項に「今月。人民悉咳疫。五六月間。有咳逆疫。」とあって咳逆疫（流行性感冒・インフルエンザ）が蔓延しており、八月十一日の項には「爲下慎三合一（陰陽道で大凶とする年）救中。皰瘡之患上也。」とあり、さらに同月廿一日の項に「紫宸殿。建禮門。朱雀門大祓。依天變并皰瘡也。」とあ

て、七月八月の頃からは疱瘡も流行するようになったようで、これから見ればこの時の疫癘は流行性感冒と疱瘡が同時に襲ってきたことになる。

この時の疫疫はおよそ二年にわたって蔓延し、栄養状態も衛生状態も医療状態も悪かったこの頃には、大流行することになり、その犠牲になった人は、『本朝世紀』正暦五年五月三日の項には「京中堀水溢。檢非違使等召<sup>二</sup>仰看督長等<sup>一</sup>搔<sup>三</sup>流京死人<sup>一</sup>。」とあるように、堀に屍骸が水葬され、それがあまりに多すぎて流れをせき止めて水が溢れ出したので、京中の警備にあたっていた檢非違使の職員の看督長かどのおおなどに、屍骸を搔き流させたほどであったという。真に悲惨な状況が記されている。

この時の疫疫の流行には寛朝の兄弟も犠牲になっている。

『百鍊抄』第四の長徳元(九九五)年五月八日の項には、「關白右大臣道兼薨。今日。左大臣重信同薨歟。四五月之間。疫疾殊盛。納言已上薨者八人。關白道隆。道兼。左大臣重信。大納言濟時。朝光。道頼。中納言保光。伊涉等也。又四位五位侍臣并六十余人。至<sup>二</sup>于七月<sup>一</sup>漸散。」<sup>16)</sup>とあり、七月になってようやく鎮静したようであるが、この中の重信は寛朝僧正の弟である。

同じ寛朝僧正の弟で重信の兄であった源雅信が正暦四年七月二十九日に亡くなっているのが、その情況部分を『日本紀略』後篇九の当該部分で見ると、『〇廿六日壬子。從一位左大臣源朝臣雅信落飭入道。年七十四。法名覺賢。〇廿七日癸丑。相撲召合。依<sup>二</sup>入道左大臣病<sup>一</sup>無<sup>二</sup>音樂<sup>一</sup>。〇廿八日甲寅。追相撲。〇廿九日乙卯。入道左大臣源朝臣雅信薨。』<sup>17)</sup>とあり、雅信は病いに伏せていて一念發起出家したが、三日後に病没したことを記している。

時期的に見て、この雅信の病いも疫病であったと推察され、二人の弟が同じ疫病で亡くなったことになり、寛朝

僧正としてもこのような状況下で、手を拱こまねいているわけにはゆかず、『不動使者陀羅尼秘密法』に「復次依<sup>二</sup>護摩法<sup>一</sup>杓子盛<sup>二</sup>牛乳<sup>一</sup>一呪一燒。如<sup>レ</sup>是滿<sup>二</sup>一千遍<sup>一</sup>。能除<sup>二</sup>國中大疫癘<sup>一</sup>也。」とある所説にしたがつて、赤黄色の身色の不動尊像を造立し、本尊として疾疫平癒の護摩供を修したと考えられ、長徳元（九九五）年の七月にはこの疫病もようやく終息したのである。

こうしたことから不動堂或は護摩堂も建立されることになり、流行病はやりやまひから逃れようとする都の人達から崇敬されたと思われ、『山城名勝志』には地蔵菩薩も奉安されていたとあり、地蔵堂も建立されていたと推察される。

### 灌頂堂と伝法灌頂授法

遍照寺で伝法灌頂が行われた記録が以下の灌頂受者の受法道場のところに記されており、遍照寺灌頂堂の名前も見られることから、以上の諸堂の他に灌頂堂も建立されていた事が知られている。

遍照寺開山の寛朝僧正自身は寛空僧正（八八四～九七二）から伝法灌頂を受法しており、この時の受法については行事役として勤仕していた仲増によって記録が残されており、その時の盛儀の様子が詳細に記されていて、これは以後の庭儀伝法灌頂奉修の規範となったであろうと思われる。

仲増の記録の外題には、「受学両部大灌頂行事日記仲増草」とあり、始に「天曆二年歲次戊申五月九日丁巳角宿日曜直以仁和寺法皇御室為灌頂堂円堂律師寛空為大阿闍梨一品式部卿宮法孫高王受学高両部大灌頂行事日記」とあって、続いて昼の儀式、夜の儀式、明日の儀式として、この時の灌頂全体の配役から儀式の流れが克明に記されている。

寛朝僧正から両部の伝法灌頂を授けられた受法者について、広沢西院流元瑜方の祖元瑜（一一二八～一三一九）の



◎東寺（教王護国寺）灌頂院

東寺は平安京遷都にともなって西寺と共に建立された官寺で、弘仁14年（823）に弘法大師空海に嵯峨天皇から勅賜された。東寺で最初に灌頂が行われたのは承和10年（843）で、それまでに実惠僧都によって灌頂堂は完成していたのであろうが、幾度かの災害に会い、現在の灌頂院は寛永10年に建立されたものである。正月に宮中で行われていた御七日御修法も明治16年からは、この道場で奉修されている。

『血脈類集記』第三「大僧正寛朝」の項下に、細字の二行割書で「付法十七人。」<sup>(11)</sup>とあり、撰者未祥の『野沢血脈集』巻第三では、「付法十八人」<sup>(12)</sup>として、いずれもその受者の名前をあげ、灌頂が行われた道場が何処であったかも記されている。

次にその『血脈類集記』を主として、『野沢血脈集』を合わせて見るならば、寛朝僧正の弟の雅慶僧正（九二六〜一〇一二）は、圓融院の真言堂で永観二（九八四）年十二月二十日に受法、<sup>(13)</sup> 熈、樵（極）内供（九八五頃）はその翌年の永観三（九八五）年二月十五日に圓融院真言堂（圓堂院）で受法、<sup>(14)</sup> 圓融法皇は永延二（九八八）年八月三日圓融寺で金剛界大法（供養法）を、同月二十八日に落成前の遍照寺で胎藏法（供養法）を伝授され、翌年の永延三（九八九）年三月九日に東寺灌頂院（写真◎）で両部伝法灌頂職位を受法している。<sup>(15)</sup>

圓融上皇は、これに先立って寛和二（九八六）



⑨東大寺戒壇院

日本に仏教の戒律の伝統を伝えた鑑真和上（688～763）は、天平勝宝5年（753）12月20日に九州の秋妻屋浦に到着し、翌年2月4日に平城宮に入り、同年4月と翌年にわたって大仏殿前に戒壇を設けて授戒を行った。戒壇院は大仏殿の西方150メートル程の位置に755年10月13日に創建され、鑑真は翌年大僧都に任ぜられ、その翌年水田百町と新田部親王の旧宅が施与され唐招提寺を建立した。現在の東大寺戒壇院は、享保18年（1733）2月に建立されたといわれる。

年僧侶となるために、奈良南都東大寺において東大寺別当であった寛朝僧正を戒師として授戒しており、それについては『東大寺要録』巻第九「雑事章第十之三」の「太上法皇御受戒記圓融院」に詳細に記されている。

この記録は「寛和二年三月十九日丁亥。天晴。申剋自<sup>⑩</sup>二圓融寺一遷<sup>二</sup>御于仁和寺内觀音院一」で始まり、二十一日の早朝に仁和寺西門から唐車で出発している。

途中宇治に午時頃<sup>うま</sup>に到着し、寛朝僧正の実弟大納言源重信の山荘で昼食、この山荘は後に藤原道長の所有となり、更にその後藤原頼通によって平等院が建立されたところである。

未時に宇治を発つて西刻<sup>よひ</sup>に東大寺に到着し、戒壇院（写真⑨）に入られた。

翌日二十二日に戒壇院にて具足戒を、戒和尚である寛朝僧正より受戒、羯磨師<sup>こんまし</sup>は元杲大

僧都、教授師は真喜權律師であつた。

二十三日戌時に圓融寺に還御された。

寛朝僧正の甥（弟源雅信の三男）にあたる北院濟信大僧正（九五四〜一〇三〇）は、永祚元（九八九、永延三年八月八日永祚と改元）年十二月二日に禪林寺深覺大僧正（九五五〜一〇四三）と共に遍照寺灌頂堂で受法し、清壽僧都（九五九〜一〇一六）、忠圓、明信、雅守、頼算の五師は、濟信、深覺両師受法の二日後の十二月四日に遍照寺灌頂堂で灌頂受法し、裏書として記されているところによれば、「或血脈云」として盛算、一道の二師も、この同日に受法したとされている。

開田院親代阿闍梨は、永祚二（九九〇）年十二月九日遍照寺灌頂堂で、朝壽律師は正暦二（九九一）年十二月二十二日仁和寺圓堂で受法し、覺縁は長徳三（九九七）年十月三日に遍照寺灌頂堂で受法したとあるが、裏書に記されているとされる記事には、「親代。中引。覺縁。安救右四人。永祚二年十二月九日畢宿於二遍照寺灌頂堂一受ク同ク職位一」と記されている。

ここから見るならば、寛朝僧正の十七人の付法の中で、十三人が遍照寺の灌頂堂で伝法灌頂職位を、寛朝僧正から授けられていることになる。

永祚元（九八九）年十月二十六日に遍照寺が落成してから後は、当然の事ながら遍照寺の灌頂堂が多く使用されていたことが知られるのである。

この灌頂授法の中で圓融法皇が、遍照寺落成の十ヶ月前の永延二（九八八）年八月二十八日に、その遍照寺で寛朝僧正から胎藏法の供養法を受法していることが記されている。

このことは前にも何度か触れたのであるが、花山法皇の御願寺として遍照寺が建立される以前から、この地に皇室関係者が貴族（おそらく皇室関係者）の別荘があったようで、その屋敷の中に既に遍照寺と称する仏堂があって、そのお堂を用いて法会や伝授が行われていたと推察される。

これを証明する記事として、『東寺長者補任』の「永観元年癸未」の「長者僧正寛朝。」の項下に細字の二行割書で次のようにある。

「法務。三月廿三日圓融院供養導師賞。賜封百戸。件寺地元僧正住室也。件封戸申宛遍照寺理趣三昧料。」  
永観と改元したのが、四月十五日であるから三月二十三日は天元六年であったことになるが、他の『日本紀略』『扶桑略記』『仁和寺諸堂記』等では、この供養が行われたのは二十二日とされている。

この時の供養法会の導師を勤仕したことから封戸百戸を賜わり、それは遍照寺で修されている理趣三昧の法会の料とされたということで、既に遍照寺があつて理趣三昧の法要が奉修されていたことになる。

またここにも圓融寺の寺地が、寛朝僧正の住室であつたことが記されている。

これは永観元年の時期であるが、これよりも遡る年代の記事として、『血脈類集記』第三の「大僧正寛朝」の項の終りの方の裏書に、「或記云。」として

「忠救入寺 忠圓 増能 仁義 興極

右康保二年十二月十日庚寅寅宿 水曜 於遍照寺

御念誦堂傳受之云々今日大僧正以同印信

授與之。念誦初佛眼眞言。次金界大日眞言。次

胎藏五字真言。次不動真言。次一字真言。念誦

了即印信甫（ひら）自（みづか）忠救入寺（ちゅうきゅうにん）一々傳（つた）受之（うけ）云々（と）と記されている。

これでは康保二（九六五）年十二月十日に寛朝僧正が、遍照寺御念誦堂（みねんじゆどう）で忠救、忠圓、増能、仁義、興極の五人に対し、両部の灌頂を授与したということで、前の永観元年よりも十八年遡る記事ということになる。

なおこの時に寛朝僧正が受者に授けた印信が、それ以後にも灌頂授法に用いられていると記しており、ここに記されている印信が、同様に用いられていたとするならば、永祚元（九八九）年十二月四日遍照寺灌頂堂で清壽、忠圓、雅守、頼算等と共に五人で受法した時の明信師の印信が、仁海僧正撰述の『小野六帖』（せのむつ）巻第一の末尾に記されていて、それによってうかがい知ることが出来るであろう。

この『小野六帖』の撰述者仁海僧正は、前に記したように、ほとんど寛朝僧正の弟子のような存在で、寛和二（九八六）年に東寺入寺となっているが、それは東寺長者であった寛朝僧正の推挙があつてのことと考えられる。

したがって寛朝僧正が伝法灌頂を奉修する時には、当然勤仕して助法していたと思われ、灌頂道場に入出する助法僧は、前もって印可を受けており、明信が永祚元（九八九）年十二月四日に灌頂受法した時の印信を仁海僧正が記憶していて、『小野六帖』に記していたとしても不思議ではなく、かえって仁海僧正と寛朝僧正との交流の深さを証明してくれているといえよう。

寛朝僧正の最初の伝法灌頂奉修と考えられる、康保二年の遍照寺御念誦堂での伝法灌頂が、実際に行われていたのであれば、それは寛朝僧正が五十歳の時ということになり、この頃には既に遍照寺の前身であつたと思われる御念誦

堂が、存在していたということになるのである。

圓融法皇が落慶の一年前に、寛朝僧正から胎藏法の供養法を伝授されたのも、この御念誦堂であって、こうしたことから遍照寺は花山法皇の御願寺として全く新しく建立されたのではなく、以前からあった遍照寺を圓融法皇の肝入りで、花山法皇の御願寺とし、それに見合うように金堂や多宝塔等の諸堂を建立して、寺観を整備したものと見ることが出来るであろう。

これも既に前に触れたところであるが、寛和元（九八五）年三月十六日（四月二十七日寛和と改元しており、三月十六日は永観三年）に圓融上皇が西山に花見に出かけた時に、寛朝僧正の山荘で朝膳あさのちものを召し上がられたが、その山荘はこの遍照寺の地と思われ、胎藏法の供養法伝授の三年前のことになる。

それならば、この御念誦のあった遍照寺を屋敷の中に建立する別荘を所有していた者は誰であったのかということになるが、それは宇多天皇の第八皇子で、寛朝僧正の父親であった敦実親王だったのではないかと考えられるところである。

寛朝僧正の父親である敦実親王（八九三〜九六七）についても、前に触れたところで、宇多天皇（八六七〜九三一、在位八八七〜八九七）の第八皇子みこ、母親は藤原高藤（八三八〜九〇〇）の娘の胤子いんしで、醍醐天皇（八八五〜九三〇、在位八九七〜九三〇）の同母弟である。

寛平五（八九三）年に誕生し、『扶桑略記』第二三⑭によれば延喜七（九〇七）年十一月二十二日に十五歳の時、宇多院において元服したことが知られ、叙品、封禄があった。

六条式部卿宮と称され、六条に屋敷があったようで、六条左京の四坊には嵯峨天皇の皇子で河原左大臣ともいわれ

た源融よち(八二一〜八九五)の河原院があり、源融から息子の源昇に伝領され、それが敦実親王の父宇多法皇(寛平法皇)に寄進され、六条院と号して法皇の御所となっており、<sup>18)</sup>第八皇子であった敦実親王もこの近くに居宅を構えていたと考えられる。

この六条左京四坊四町には、敦実親王の祖父の光孝天皇(八三〇〜八八七、在位八八四〜八八七)の御所があったとの伝承もあるようで、<sup>19)</sup>また敦実親王の四男源重信も六条左大臣といわれ、六条に住しており、その居宅は父親から伝領したと考えられ、敦実親王は六条に住していたと見られる。また八条宮ともいわれ、八条に邸宅があったかも知れないが、右のような情況から見れば、六条が主であったと思われる。

敦実親王は若い時から石清水八幡神への信仰が篤く、大日本史料の敦実親王の項には、石清水八幡宮への御正体の造立寄進などの記録をのせており、国史大辞典の「小豆島」の項では応永本の『八幡宮縁起』を引いて、延喜年間(九〇一〜九二二)に小豆島が敦実親王の所領となり、延長四(九二六)年に島の西部の肥土荘が石清水八幡宮の荘園に割譲されたことを記している。

敦実親王はこのように信仰心が篤かったようで、天曆四(九五〇)年二月四日五十八歳で出家し、<sup>20)</sup>法名を覚真と称して仁和寺に止住したので仁和寺宮といわれ、康保二(九六五)年の寛朝僧正の最初の伝法灌頂奉修の頃には、広沢の山荘は移譲され寛朝僧正の伝領するところとなっていたのであろう。

この寛朝僧正の遍照寺御念誦堂での伝法灌頂奉修の二年後、康保四(九六七)年三月二日に、父親の敦実親王(法名覚真)は、七十五歳で遷化している。<sup>21)</sup>

寛朝僧正の晩年の活動拠点となっていたと思われる遍照寺とその建立地について、その本来の所有者であったと思

われる敦実親王まで推定して見たのであるが、更にそれ以前からこの地は皇族や貴族、或はこの地の豪族であった秦氏の人達の邸宅として伝領されて来たことも考えられる。

### 寛朝僧正の伝法灌頂奉修周辺動向

遍照寺諸堂をめぐる寛朝僧正の事績について、その周辺情況と共に見て来たのであるが、寛朝僧正が伝法灌頂を奉修して、灌頂を受けたところが、錯綜していてわかり憎いと思われるので、その部分を主として編年風にまとめることにする。

なお寛朝僧正から受法した僧侶について、『血脈類集記』第三、『野沢血脈集』卷第三、『西院血脈』などには、その僧名の後に簡単な略歴が記されている僧侶もいるので、参考のために記しておくことにしたい。

さらに僧侶によっては、『傳燈廣録澤』卷第五に寛朝、雅慶、熙極、清壽、明信、頼算、覚縁、朝壽、深覚等について略伝をのせているので参照していただきたいが、この書については注意をして見る必要があると思われる。

天曆二（九四八）年五月九日 寛朝僧正三十三歳 寛空僧正より寛平法皇の御室を灌頂堂として阿部伝法灌頂受法。

天曆四（九五〇）年二月四日 父敦実親王五十八歳 出家入道し仁和寺に住す。

康保二（九六五）年十二月十日 寛朝僧正五十歳 遍照寺御念誦堂にて伝法の大阿闍梨として灌頂を奉修す。

受者五人『血脈類集記』裏書にあり。

忠救入寺

忠圓

増能

仁義

興極

天元四（九八一）年八月二十日 寛朝僧正六十六歳 東寺一長者に補任、高野山座主となる。

康保四（九六七）年三月二日 寛朝僧正の父敦実親王（法名寛真）遷化。

永観元（九八三）年三月二十三日 寛朝僧正六十八歳 圓融寺供養導師の賞として封戸百戸を賜り、遍照寺の理趣

三昧の料にあてる。

永観二（九八四）年十二月二十日 寛朝僧正六十九歳 圓融寺真言堂にて伝法灌頂奉修。

受者一人。

雅慶（九二六〜一〇一二） 天曆九（九五五）年 勸修寺別当 寛朝僧正の弟 承平四（九三四）年 奈

良興福寺の遍覚について出家。

長徳四（九九八）年六月 第二十代東寺長者に補任 高野山金剛峯寺座主 東大寺別当

永観三（九八五）年二月十五日 寛朝僧正七十歳 圓融寺真言堂にて伝法灌頂奉修。或説には仁和寺圓堂院。

受者一人

熙極（樞）（九八五頃） 神護寺の内供奉。

永観三年（四月二十七日寛和と改元）三月十六日 圓融上皇（九五九〜九九一）西山に花見に出かけ、寛朝僧正の

山莊で朝膳を召しあがる。

寛和二（九八六）年三月二十二日 寛朝僧正七十一歳 戒師となり東大寺戒壇院において、圓融上皇に具足戒を授ける。法名覚如。

この年仁海僧正（九五一〜一〇四六）東寺定額僧となる。

永延二（九八八）年八月三日 寛朝大僧正七十三歳 圓融寺にて圓融法皇に金剛界大法の供養法を伝授。

八月二十八日 寛朝僧正遍照寺で圓融法皇に胎藏法大法の供養法を伝授（御念誦堂か）。

永延三（九八九）年三月九日 寛朝大僧正七十四歳 教王護国寺（東寺）灌頂院にて圓融法皇に両部の伝法灌頂を授ける。

永祚元（九八九、永延三年が八月八日永祚と改元）年十月二十六日 大僧正寛朝遍照寺を建立しこれを供養す。

同年 十二月二日 遍照寺灌頂堂にて伝法灌頂奉修。

受者二人

濟信（九五四〜一〇三〇） 寛朝僧正の弟源雅信の三男、叔父の勸修寺別当雅慶のもとで出家、東寺長者、

仁和寺北院大僧正、東大寺別当。

深覚（九五五〜一〇四三） 濟信と同日に伝法灌頂を受法す。また朝壽と同日に受法したとの伝承もある。

双丘の池上寺開山寛忠について出家、禪林寺大僧正、東大寺別当、勸修寺別当、東寺長者、石山寺等に  
住したが、後高野山に住して無量寿院を建立。

同年 十二月四日遍照寺灌頂堂にて伝法灌頂奉修。

受者 裏書の「或血脈云」の分も加えれば七人となる。

清壽（九五九〜一〇一六） 寛朝僧正の室に入り出家、遍照寺に住して遍照寺僧都と称す。東大寺別当、『弘法大師伝』一卷を撰述す。

中圓 この中圓の名前は康保二年の遍照寺御念誦堂での伝法灌頂の時の受者五人の中に見られることから、重受であったかと思われる。神応寺（宇多野にあって仁和元年八月十三日に定額寺とされた寺）の内供。

明信 東山椿ヶ峯の西麓にあった圓城（成とも）寺に住した僧。この寺は寛朝僧正の祖父の宇多天皇が育ったところといわれ、その子で出家した真寂親王も止住していた。

雅守 東寺の内供奉。

もとは双丘ならびがおかの池上寺の寛忠について出家したのかも知れない。

頼算 東大寺。入寺。

次の受者二人は裏書に「或血脈云」として出されている。

盛算じょうさん（九三一？〜一〇一五）

清住寺別当せいじゆうじで清住寺僧都といわれた。

この寺は淳和天皇の御願寺として洛西に建立されたようであるが、今では不明となっている。高雄寺別当、東寺阿闍梨、東寺長者。

一道 東寺定額僧か。

永祚二（九九〇）年十二月九日 寛朝僧正七十五歳 遍照寺灌頂堂にて伝法灌頂奉修。

受者四人。

親代 開田院阿闍梨。

開田院は開田准后の住所で、また密嚴寺ともいわれたようで、寛平法皇も住まわれたようである。

中引 池上阿闍梨。

池上寺は双丘の東側にあつて我覚寺と称していた。

覚縁（？～一〇〇二） 東大寺で法相を学び、鳴瀧の般若寺に住した。

安救 実相寺の阿闍梨。

法蔵僧都入室の資。

正暦二（九九二）年十二月二十二日 寛朝大僧正七十六歳 仁和寺円堂にて伝法灌頂奉修。

受者一人。

朝壽（？～一〇一七） 律師。

藤原実能さねよしの山荘を施与されて、そこに徳大寺を開創す。

圓融寺別当。

正暦三（九九二）年五月一日 遍照寺塔供養。

長徳三（九九七）年十月三日 寛朝大僧正八十二歳 遍照寺灌頂堂にて伝法灌頂奉修。

寛朝僧正の事績について（四）

受者一人。

覺縁 永祚二年の伝法灌頂受者の中に、覺縁の名前があり重受と思われる。

右の他に『西院血脈』の寛朝僧正の付法弟子の中の最後に、「寛忠僧都」<sup>36)</sup>と記されている。

寛忠は池上僧都といわれ、寛空僧正の付法の弟子になっており、ここでの寛忠は別人かと考えられ、また寛朝僧正からの受灌の年代も不明である。

## 註

- ⑬ 『日本紀略』後篇 新訂 國史大系 増補 第一一巻（オンデマンド版）吉川弘文館 二〇〇七年六月三〇日発行 一七三頁四行目。
- ⑭ 『百鍊抄』第四 新訂 國史大系 増補 第一一巻（オンデマンド版）吉川弘文館 二〇〇七年六月三〇日発行 七頁二三行目。
- ⑮ 『傳燈廣録』（大毘盧無上正宗傳燈廣録譯）卷第五 統真言宗全書 第三三卷 統真言宗全書刊行会 昭和五九年一〇月一五日発行 通頁二六九頁下段三〜七行目。
- ⑯ 『別尊雜記』卷第十九 大正新修大藏經 凶像第三卷 一九〇頁（通頁二四六頁）上段 裏書一三五。
- ⑰ 『山城名勝志』卷之九 新修京都叢書 第十三卷 平成一七年四月二十日第三刷発行 臨川書店 四四三頁下段〜四四四頁上段。
- ⑱ 『不動明王』神仏のかたちシリーズ 第三号 学習研究社 二〇〇五年五月一日 第一刷発行 三〇頁。
- ⑲ 『大毘盧遮那成佛經疏』卷第九 大正新修大藏經 第三九卷 經疏部七 六七八頁下段一二〜一三行目。
- ⑳ 『金剛手光明灌頂經最勝立印聖無動尊大威怒王念誦儀軌法品』大正新修大藏經 第二二卷 密教部四 五頁下段八行目。
- ㉑ 前註<sup>⑭</sup> 六頁下段六行目。

⑭前註⑭ 五頁下段二三行目。

⑮『底哩三昧耶不動尊聖者念誦秘密法』卷下 大正新修大藏經 第二二卷 密教部四 二二頁下段一五～一六行目。

⑯『底哩三昧耶不動尊威怒王使者念誦法』大正新修大藏經 第二二卷 一一頁中段二二行目。

⑰前註⑮ 一一頁中段二六行目。

⑱前註⑮ 二二頁下段二八行目。

⑲『不動使者陀羅尼秘密法』大正新修大藏經 第二二卷 一三三頁下段二一～二二行目。

⑳前註⑲ 二四頁中段七～八行目。

㉑『聖無動尊安鎮家國等法』大正新修大藏經 第二一卷 二八頁上段九行目～一六行目に、この後に引用する部分までが収められているので、次に掲出しておく。

「其兩臂身俱摩羅相。其身洪滿其色如金。頭髮左垂威容極忿。右持智劍左執羂索。坐金盤石光焰熾然。其焰多有伽樓羅狀。此之形像王宮中置。乃至百官黎庶人民所居莊室房舍。皆於中心取少分處安置此像。其八方鎮處卽作四臂大嚴忿怒身。紺青色洪滿端嚴。目口皆張利牙上出。右劍左索。其上二臂在口兩邊作忿怒印。」

㉒『相承西院流傳授錄』上卷 平成十九年六月一日發行 四二二頁一二三行目。

㉓『西院流八結』上卷 仁和伝法所 平成十九年三月吉日發行 四〇六頁二行目。

㉔前註⑳ 一七八頁十二～十三行目。

㉕前註⑳ 『日本紀略』一七九頁十～十一行目。

㉖前註⑳ 『日本紀略』一八三頁五～六行目。

㉗前註⑳ 『日本紀略』一七五頁十八行目。

㉘前註⑳ 『日本紀略』一七六頁四～五行目。

- ⑭前註⑭ 『日本紀略』一七六頁五行目。
- ⑮『本朝世紀』新訂國史大系 第九卷 吉川弘文館 昭和三十九年十月三十一日発行 一八七頁一～二行目。  
増補『百鍊抄』九頁二～四行目。
- ⑯前註⑭ 『日本紀略』一七六頁一～三行目。
- ⑰前註⑮ 『不動使者陀羅尼秘密法』二三頁中段一七～一八行目。
- ⑱前註⑭ 『山城名勝志』四四三頁下段～四四四頁上段。
- ⑲『受学西部大灌頂行事日記仲草』臨川書店 平成元年十月二十五日発行 歴代殘闕日記 第三冊 卷九 ここでは「沙門仲増記(廣澤僧正灌頂記)」とある。三七九頁一～三行目。
- ⑳『血脈類集記』第三 真言宗全書 第三九卷 通頁七三頁下段一行目の細字二行割書。
- ㉑『御室相承記』仁和寺史料 寺誌編一 昭和三九年三月三〇日発行 七頁一三行目にも「已上十七人」とし、『仁和寺相承秘記』仁和寺史料 寺誌編一 昭和三九年三月三〇日発行 一二五頁七行目でも「已上十七人」としている。
- ㉒『野沢血脈集』卷第三 真言宗全書 第三九卷 通頁四一五頁上段一五行目。
- これでは『血脈類集記』の十七人に、敦固親王の二男(三男とも)で池上僧都と称された寛忠の名前が加えられている。
- ㉓前註⑲ 『血脈類集記』第三 通頁七三頁下段二～一四行目。
- ㉔前註⑲ 『血脈類集記』第三 通頁七三頁下段一五～一七行目。
- 前註㉒ 『野沢血脈集』卷第三 通頁四一五頁下段一行目では瀬極とあり、『西院血脈』続真言宗全書 第二五 通頁一九五頁上段九行目には瀬拯とある。
- 『血脈類集記』には細字二行割書で、「或説於三圓堂院受之」とあり、仁和寺の圓堂院で受法したとの説があることを記している。

⑮前註⑮ 『血脈類集記』第三 通頁七四頁上段一～六行目に、金剛・胎藏兩部大法の伝授から、東寺灌頂院で兩部の伝法灌頂の伝授が行われたことが記されている。

⑯『東大寺要録』筒井英俊校訂 国書刊行会 昭和五七年一月一〇日 第三刷発行 卷第九「雜事章第十之三」の「太上法皇御受戒記(圓融院)」三四〇頁三行目～三五一頁一行目。

⑰前註⑰ 『血脈類集記』第三 通頁七四頁下段一～四行目。

⑱前註⑱ 『血脈類集記』第三 通頁七四頁下段一三～一五行目。

この文中の細字の二行割書に依れば、濟信であったとも、また朝壽と同日に受法したともされているようである。もし朝壽と同日であるとすれば、正暦二年十二月二十二日仁和寺の圓堂であったことになる。

『野澤血脈集』前註⑳通頁四一五頁下段一～二行目では、永祚元年十二月二日遍照寺灌頂堂であったとし、濟信と共に受法したことになる。

㉑前註㉑ 『血脈類集記』第三 通頁七四頁下段五～二二行目。

真言宗全書本の底本では、清壽が清尋となっているが、対校した別本では清壽とされ、『野澤血脈集』でも清壽とされており、底本の写誤と見られる。

㉒前註㉒ 『血脈類集記』第三 通頁七五頁

裏書の部分の八～九行目に、「或血脈云。盛算一道此二人。與清壽同日傳受之」とあるのによる。

㉓前註㉓ 『血脈類集記』第三 通頁七五頁上段一行目。

「親代開田院。他本信奉阿闍梨云。永祚元年十二月九日親信命受之」とあり、親代は他本では信奉と記されているが、親代の名前から見て、信奉と記されていたのであろう。

㉔前註㉔ 『血脈類集記』第三 通頁七四頁下段一七行目。

⑬⑧ 前註⑦① 『血脈類集記』 第三 通頁七五頁上段三行目。

「覺縁

律師。般若寺。左京人。法相宗。父全十學弟子云長應。三年十月三日冥宿水離受し之。長保四月二十九日大滅。」とある。

⑬④ 前註⑦① 『血脈類集記』 第三 通頁七五頁上段 裏書の一〜二行目。

⑬⑤ 前註⑦⑤ 参照。

⑬⑥ 『東寺長者補任』 群書類従 卷第五十八經濟雜誌社 明治三十一年十月卅一日発行 六六二頁上段一〜三行目。

⑬⑦ 前註⑭④ 『日本紀略』 一四七頁一八行目。

⑬⑧ 『扶桑略記』 増訂國史大系 第十二卷 吉川弘文館 二〇〇三年九月十日 新裝版第二刷 二五二頁十四行目。

⑬⑨ 『仁和寺諸堂記』 奈良国立文化財研究所 史料第三冊 仁和寺史料寺誌編一 奈良国立文化財研究所 昭和三九年三月三〇日発行 一三六頁九行目 「円融寺」の項下朱書で記されている。

⑬⑩ 前註⑦① 『血脈類集記』 第三 通頁七五頁上段一六行目〜下段五行目。

⑬⑪ 『小野六帖』 卷第一 大正新修大藏經 七八卷 統諸宗部九 大藏出版株式会社 一九九二年七月二日 普及版発行 七九頁

上段七〜一七行目。

この印信は前註⑬⑧ 『西院流八結』 下巻 第七結の中にもおさめられている。

仁和伝法所發行本三五〇頁〜三五二頁。

なお同出版本所収の「内秘 十九帖」にも六四九頁〜六五〇頁に朝壽律師の印信と共に掲出されている。

⑬⑫ 『真言附法本朝血脈勳』 続真言宗全書 第二五巻 昭和六十年一月十五日発行 通頁八頁下段一〇行目。

⑬⑬ 『小右記』 大日本古記録 小右記一 岩波書店 昭和三四年三月三十日 第一刷発行 八七頁一四行目。

⑬⑭ 「寛朝僧正の事績について(二)」 成田山仏教研究所 紀要 第三十八号 平成二十七年二月二十八日発行 六八頁十七行目〜

六九頁。

⑮前註⑮『扶桑略記』一七七頁二二行目〜一四行目に次のようにある。

「〇十一月廿二日乙未。敦實親王。今日於<sub>二</sub>宇多院<sub>一</sub>。加<sub>二</sub>元服<sub>一</sub>之由。令<sub>レ</sub>奏<sub>二</sub>慶賀<sub>一</sub>。則於<sub>二</sub>東庭<sub>一</sub>舞蹈。更召<sub>二</sub>殿上<sub>一</sub>。給<sub>レ</sub>酒<sub>二</sub>二度<sub>一</sub>。後殊叙<sub>三</sub>三品<sub>二</sub>。親王<sub>一</sub>寛平第八皇子。贈后胤子腹也。則下<sub>レ</sub>殿拜舞。又召給<sub>レ</sub>祿。又下拜舞。退出。」

拜舞は拝礼の舞蹈で、叙位・任官または祿を賜わった時に、感謝して礼をのべて舞うことという。

⑯角川日本地名大辞典二六 京都府 下巻 昭和五十七年七月八日発行「平安京―条坊および官衙・邸宅―」七〇頁左段。

⑰前註⑯六九頁右段三行目〜四行目。

⑱大日本史料 第一編之十一 東京帝國大  
学文学部 史料編纂所 昭和十七年二月二十三日発行 八七二頁〜八九四頁一三行目。

⑲国史大辞典 第七卷 吉川弘文館 昭和六一年一月二〇日 第一版第一刷発行 五八一頁二段「小豆島」の項。

⑳『本朝皇胤紹運録』新皇學叢書 第四卷 廣文庫刊行會 昭和三年八月二十五日発行 四六頁に「天曆四二三出家。」とある。

㉑前註㉑『本朝皇胤紹運録』四六頁に「康保三三二薨。」とある。

㉒前註㉒『血脈類集記』第三 通頁七三頁下段〜七五頁下段一一行目。

㉓前註㉓『野沢血脈集』卷第三 通頁四一四頁下段「第十四。寛朝」項〜四一六頁上段八行目。

㉔『西院血脈』続真言宗全書 第二十五卷 続真言宗全書刊行會 昭和六十年一月十五日発行 通頁一九四頁上段八行目〜一九六

頁上段八行目。

㉕前註⑭『傳燈廣録』通頁二六八頁〜二六九頁。

㉖前註⑯『西院血脈』通頁一九六頁上段八行目。